

第23号書式（第29条）

阪航工契 292 号

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 長崎空港誘導路中心線灯改良その他工事

開 札 年 月 日 令和元年9月11日 （落札決定日 令和元年9月11日 ）

入 札 執 行 官 署 大阪航空局

落 札 金 額 ￥ 92,400,000 -

落 札 者 中央工営株式会社

予 定 価 格 ￥ 92,862,000 -

積 算 額 ￥ 92,862,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 84,420,000 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 84,821,000 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 77,110,000 -

基 準 評 価 値 118.455

第6回見積 成立

入札参加者	評価点 (満点120点)	第1回入札			第2回入札			摘要
		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
中央工営株式会社	-	98,000,000	-	-	96,000,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）
※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)） 「見積徴取の経過」

件 名 長崎空港誘導路中心線灯改良その他工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点120点)	第 1 回見積徴取			第 2 回見積徴取			第 3 回見積徴取			第 4 回見積徴取			第 5 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	
中央工営株式会社	—	94,000,000	—	—	92,000,000	—	—	90,000,000	—	—	88,000,000	—	—	86,000,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点120点)	第 6 回見積徴取			第 7 回見積徴取			第 8 回見積徴取			第 9 回見積徴取			第 10 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ÷ 基準評価値	
中央工営株式会社	111.0	84,000,000	132.142	○													成立

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。